※申請前によくお読み下さい。

中日新聞東海本社への名義使用申請にあたっての留意事項

中日新聞東海本社

申請されるにあたり、下記の事項についてあらかじめご了解の上、手続きをお願いします。

1. 申請は中日新聞東海本社の名義使用を希望される団体が手続きをされるためのものです。申請の際、所定の「催しものについての申請書」とともに、主催団体や事業内容が把握できる資料、予算書(参加費や入場料を徴収する事業、楯など賞品提供を希望する事業は必須)を添付してください。(毎年、名義使用許可を受けておられる団体も同様です)

2. 名義の使用許可については、中日新聞東海本社として、その都度判断いたします。これまでに名義使用を許可した恒例の事業でも、実施状況などによっては名義使用を許可しない場合もあります。あらかじめご了承ください。

3. 中日新聞東海本社が名義使用を許可した場合は、ポスターやチラシ、プログラムなどの印刷物や会場内看板などに、「中日新聞東海本社」の名義を表記することができます。なお、印刷物などの製作は申請の許可が下りてから進めてください。製作された印刷物は、事業会期前までに郵送くださいますようお願いします。封筒には「申請された事業名」と「名義使用印刷物在中」をお書きください。
【送付先】〒435-8555 浜松市東区薬新町45　中日新聞東海本社事業部宛

4. 名義使用を許可した事業でも、中日新聞東海本社版紙上への掲載をお約束するものではありません。また、新聞紙上やその他媒体などで紹介する場合は、申請書の事業名、会期、会場、入場料などはそのまま表記させていただきます。申請書の誤記などによる誤った情報が掲載された場合は、すべての責任は申請者(団体)で負っていただき、中日新聞東海本社は一切関知いたしません。あらかじめご了解の上、申請書をご記入下さい。

5. 一旦、名義使用を許可した事業でも、申請内容と異なる事実が判明した場合や信義に反する行為があったと中日新聞東海本社が判断した場合、名義使用許可を取り消す場合があります。その場合、中日新聞東海本社名が入った印刷物や看板などの告知物は、すべて破棄および回収していただきます。中日新聞東海本社の対外的信用を傷つけない運営を心がけてください。

6. 「中日新聞東海本社」の名義の使用にあたっては、経費に関する全ての問題、開催中の事故または不測の事態については、すべての責任は申請者(団体)で負っていただき、中日新聞東海本社は一切関知いたしません。あらかじめご了解の上、申請書をご記入ください。

7. 申請者(団体)が、個人情報(参加者名簿、会員名簿など)を取得、利用する場合は、法令を順守し、故意、過失により個人情報が漏えいすることがないように十分な管理を徹底する(既に取得した個人情報なども含む)とともに、利用目的を明示して取得し、その利用目的を超えて使用しないでください。取得した個人情報は、利用目的の利用範囲内で、内容の正確性、最新性を確保することに努めるとともに、不正なアクセスや漏えい、破壊、改ざんなどを防止するため取扱者を特定するなど、管理を徹底してください。万が一漏えいなどの事故が発生した場合、その責は申請者(団体)がすべて負い、中日新聞東海本社は一切関知しないことを保障し、了解していただきます。

8. 申請が許可された場合は、追って通知をお送りしますが、確認をお急ぎの場合は下記へお問い合わせ下さい。
【問い合わせ先】中日新聞東海本社事業部　電話053(421)6217(平日11:00～17:00)

2019年11月現在